

通信機器を用いた i-Construction 施工 説明認定者への更新講習会実施要領

制定 平成 31 年 4 月 5 日

◆ 総則

本要領は、一般社団法人日本建設機械施工協会 情報化施工委員会 i-Construction 普及 WG（以下、「i-Con 普及 WG」という。）が定める i-Construction 施工説明認定者³⁾のための講習会（以下、「JCMA 認定更新講習会」という。）を開催・実施するに当たり、通信機器を用いた会議システム（TV（テレビ）会議¹⁾や Web（ウェブ）会議²⁾）を利用する場合の要件および手続き等について定める。

- 1) ISDN や専用線を使用して遠隔地にいる相手と接続し、双方向の画像および音声による会議を行うことができるコミュニケーションツール。専用機器や専用回線を用いて接続する必要がある。以下、「TV 会議」という。
- 2) 遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツール。専用機器を必要とせず、インターネット回線と PC を用いて接続する。以下、「Web 会議」という。
- 3) 一般社団法人日本建設機械施工協会（JCMA）情報化施工委員会 i-Con 普及 WG が策定した i-Construction 施工普及のための標準テキストを基に行われる「理解度確認試験」において全科目を合格した者。以下、「マスター」という。

◆ 基本要件

I. 開催

- (1) 開催企業は、日本建設機械施工協会（JCMA）会員であること、または、i-Con 普及 WG の委員が所属していること。
- (2) JCMA 認定更新講習会は、原則として年間計画に基づく定時更新講習会として実施する。
- (3) i-Con 普及 WG が必要と認めた場合は、臨時更新講習会を行うことができる。

II. 会場

- (1) 2 拠点以上を開催場所とすること。
- (2) 講師または立会者と、講習会参加者との音声と画像が即時に全員に伝わり、適時に的確な質疑応答が互いにできるシステム（すなわち音声品質と画像品質が十分に確

保されているシステム) が構築されていること。

Ⅲ. 講師

- (1) 当該企業に所属するマスターが1名以上(講師、立会者)参加していること。
- (2) WGメンバーの1名以上が講師または立会者として参加していること。

◆ 実施

1. 開催前

- ・JCMA 認定更新講習を企画、実施しようとする者は、i-Con 普及 WG 事務局および WG 長に対して、実施計画書(「別紙-1」参照)ならびに参加申込者名簿(「別紙-2」参照)を提出し、承諾を得なければならない。
- ・更新講習会テキストは、本部事務局が保管・管理し、開催企業の WG 委員に限定開示する。
開示された当該 WG 委員は、更新講習会開催前に紙ベースで配布する。電子データでの流布は厳禁とする。

2. 開催当日

- ・講師または立会者は、受講者に「i-Construction 施工普及のための標準テキスト」を配布する。
- ・主催者企業の立会者は、各拠点すべてにおいて画像および音声を通じて、参加者本人が出席していることを確実に確認するとともに、参加者名簿と照合し、チェックマークを記す。
- ・開催開始時には、立会者は、「本日の講習会は、Web 会議システムを利用して行う旨を述べ、出席者が一堂に会するのと同等に適時・的確な質疑応答が互いにできる状態となっていることを確認した。」などの主旨を宣言するとともに、終了後の報告書に記載する。
- ・講習が開始されたら、講習者の聴講状況および受講者の聴講状況についての写真または画像を電子データにて取得する。特に、受講者の聴講状況についての写真または画像は、全拠点とも会場の前後から少なくとも2か所以上とする。さらにこれらの写真または画像には、日付と日時が掲載されているようにする。
- ・得られた写真または画像は、終了後に報告書の一部として添付する。

3. 開催後

- ・講習会の終了後には、i-Con 普及 WG 事務局および WG 長に対して、実施報告書(「別紙-3」参照)、実施状況写真(「別紙-4」参照)ならびに受講者名簿(「別紙-5」参照)を速やかに提出する。